

令和5年2月6日  
地域行政部  
地域行政課

## 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

公共施設利用案内システム（けやきネット）において、施設使用の申込ができる使用日の範囲を変更することに伴い、規定の整備を図る必要があることから、令和5年第1回区議会定例会に世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正理由

けやきネットにおいて、申込時点で、けやきネット利用者登録があれば、利用者登録の有効期限を超える使用日についても、施設使用の抽選申込や抽選後の予約申込が可能である。

利用者登録は、施設の使用資格があることを確認するための手続きであるが、登録の更新を行わず有効期限が切れて利用者登録が無くなっても、施設の使用資格自体がなくなることはないため、既に使用承認された予約により施設使用が可能な状態となっている。

一方で、利用者が利用者登録の有効期限が切れたことによって施設の使用ができなくなったと誤解し、施設を使用しないことがある。なお、予約をキャンセルしなかった場合には、無断キャンセルとしてキャンセル料の納付を求めることとなる。

このような利用者の誤解による不利益を解消することを目的として、施設の使用時点においても利用者登録によって施設の使用資格があることを確認するため、施設使用の申込ができる使用日の範囲を変更する。

	施設使用の申込ができる使用日の範囲
現在	申込時点でけやきネット利用者登録があれば、施設使用の抽選申込や抽選後の予約申込ができる。 <b>【利用者登録の有効期限を超える使用日も申込できる】</b> 例) 利用者登録の有効期限が9月10日の場合、10月20日使用分を8月1日に抽選申込することができる。
改正後	申込時点でけやきネット利用者登録があれば、施設使用の抽選申込や抽選後の予約申込ができる。 <u>ただし、申込ができる使用日は、利用者登録の有効期間内に限る。</u> <b>【利用者登録の有効期限を超える使用日は申込できない】</b> 例) 利用者登録の有効期限が9月10日の場合、10月20日使用分を8月1日に抽選申込することはできない。

※利用者登録の有効期限が迫った利用者は、更新手続きをすることにより手続完了時に有効期限が2年延長されるため、これまでと同様、更新前の有効期限を超える使用日を抽選申込等することができる。

更新手続きは、有効期限6か月前から申請可能であり、更新手続き可能期間中にけやきネットにログインすると、更新手続きを促すメッセージが表示される。

## 【参考】

対象施設	抽選申込期間
集会施設、公園施設、スポーツ施設	利用日 2 か月前の月の 1 日～ 4 日
学校開放施設	利用日 1 か月前の月の 1 日～ 4 日
テニスコート（学校開放施設を除く）	利用日 2 か月前の月の 1 5 日～ 1 8 日

- 3 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）  
施設の使用の希望の申出（抽選申込）及び使用の申請（抽選後の予約申込）をすることができる日を、利用者登録の有効期間内の日に限定する規定を追加する。
- 4 施行予定日  
令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 利用者への周知
  - ・区ホームページ及びけやきネットホームページへの掲載
  - ・けやきネット登録団体に郵送する登録更新案内通知での周知
- 6 今後のスケジュール（予定）
 

令和 5 年 2 月	第 1 回区議会定例会（条例改正提案）
3 月以降	利用者周知
7 月 1 日	改正条例施行

## 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 平成30年3月6日条例第19号</p> <p>(使用の<u>希望の申出</u>)</p> <p>第6条 けやき施設を使用しようとする者（個人を除く。次条において同じ。）のうち、区内在住者団体（構成員の2分の1以上、かつ、2人以上が区内に住所を有する者である団体をいう。以下同じ。）は、規則で定める期間にけやき施設の使用の希望を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の規定による使用の希望の申出をしようとする者は、当該申出の時に利用者登録を受けていなければならない。</p> <p><u>3 第1項の規定による使用の希望の申出において、けやき施設の使用を希望することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>4</u> 区長は、第1項の規定による使用の希望の申出があつたときは、けやき施設の使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用の希望が重複したときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第7条 けやき施設を使用しようとする者は、区長に使用の申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用の申請をしようとする者は、当該申請の時に利用者登録を受けていなければならない。</p> <p><u>3 第1項の規定による使用の申請において、けやき施設を使用しようすることができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。</u></p>	<p>○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 平成30年3月6日条例第19号</p> <p>(使用の<u>希望</u>)</p> <p>第6条 けやき施設を使用しようとする者（個人を除く。次条において同じ。）のうち、区内在住者団体（構成員の2分の1以上、かつ、2人以上が区内に住所を有する者である団体をいう。以下同じ。）は、規則で定める期間にけやき施設の使用の希望を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の規定による使用の希望の申出をしようとする者は、当該申出の時に利用者登録を受けていなければならない。</p> <p><u>3</u> 区長は、第1項の規定による使用の希望の申出があつたときは、けやき施設の使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用の希望が重複したときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第7条 けやき施設を使用しようとする者は、区長に使用の申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用の申請をしようとする者は、当該申請の時に利用者登録を受けていなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>4</u> 前条第1項の規定によりけやき施設の使用の希望の申出をした者であって、同条第<u>4</u>項の規定により使用予定者と決定されたものについては、当該申出を第1項の規定による使用の申請とみなす。 (使用の申請期間)</p>	<p><u>3</u> 前条第1項の規定によりけやき施設の使用の希望の申出をした者であって、同条第<u>3</u>項の規定により使用予定者と決定されたものについては、当該申出を第1項の規定による使用の申請とみなす。 (使用の申請期間)</p>
<p>第8条 前条第1項の規定によるけやき施設の使用の申請(同条第<u>4</u>項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを除く。)の期間は、優先申請期間及び一般申請期間に区分し、それぞれ規則で定める。</p>	<p>第8条 前条第1項の規定によるけやき施設の使用の申請(同条第<u>3</u>項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを除く。)の期間は、優先申請期間及び一般申請期間に区分し、それぞれ規則で定める。</p>
<p>2 優先申請期間は、区内在住者団体に限り申請することができる。 (使用の承認)</p>	<p>2 優先申請期間は、区内在住者団体に限り申請することができる。 (使用の承認)</p>
<p>第9条 区長は、第7条の規定によるけやき施設の使用の申請(以下この条において「使用の申請」という。)を受けたときは、まず、同条第<u>4</u>項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを優先して承認するものとし、次いで優先申請期間に受けた使用の申請を優先して承認するものとする。</p>	<p>第9条 区長は、第7条の規定によるけやき施設の使用の申請(以下この条において「使用の申請」という。)を受けたときは、まず、同条第<u>3</u>項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを優先して承認するものとし、次いで優先申請期間に受けた使用の申請を優先して承認するものとする。</p>
<p>2 区長は、優先申請期間及び一般申請期間に受けた使用の申請については、それぞれその申請の順序により承認を決定する。</p>	<p>2 区長は、優先申請期間及び一般申請期間に受けた使用の申請については、それぞれその申請の順序により承認を決定する。</p>
<p><u>附 則 (令和5年3月6日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 施行日以前に行った世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出又は同条例第7条第1項の規定による使用の申請に係るけやき施設(同条例第2条第1項に規定するけやき施設をいう。)の使用の手続については、この条例による改正後の第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	